

改正

平成20年3月31日告示第64号
平成23年3月31日告示第41号
平成25年4月12日告示第50号
平成28年3月31日告示第42号
平成30年3月26日告示第15号
令和2年3月31日告示第44号

庄原市有害鳥獣対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 野生鳥獣の農林水産物等に対する被害状況等を適確に把握し、有害鳥獣の捕獲を迅速かつ効率的に実施し被害防止の円滑な推進を図るため、庄原市有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 有害鳥獣の被害発生予察及び年間捕獲実施計画の策定に関すること。
- (2) 捕獲実施体制に関すること。
- (3) その他有害鳥獣の被害対策に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長
- (2) 猟友会代表
- (3) 有害鳥獣捕獲班代表
- (4) 農業協同組合代表
- (5) 森林組合代表
- (6) 漁業協同組合代表
- (7) 農業共済組合代表
- (8) 鳥獣に関する有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員又は増員委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、協議会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(参与)

第7条 協議会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、国及び県の出先機関の長等とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画振興部林業振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第64号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第41号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月12日告示第50号)

この告示は、平成25年4月15日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第42号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第15号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第44号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。